

第2次幸手市都市計画マスタープラン

【幸手市都市計画基本方針】

概要版

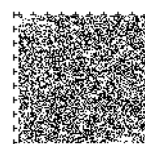


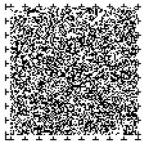
このまちが好き 幸手市



令和4年3月

幸手市





都市計画マスタープランについて

■計画策定の背景と目的

本市では、平成13年（2001年）3月に幸手市都市計画マスタープラン（以下「前都市計画マスタープラン」という。）を策定し、その後、幸手市総合振興計画等の上位計画や関連計画との整合、社会情勢の変化を踏まえ、平成23年（2011年）3月に見直しを行いました。さらに、令和2年（2020年）9月に目標年度を延長しました。

今日、少子高齢化の進行、本格的な人口減少社会の到来、災害などの安全・安心に対する意識の高まり等から、さらに社会情勢は著しく変化をしています。

このような状況から、地域の活力を維持するとともに、医療・福祉・商業等の生活機能を確保し、高齢者をはじめだれもが安心して暮らせるよう、コンパクト・プラス・ネットワークによる持続可能なまちづくりが求められています。

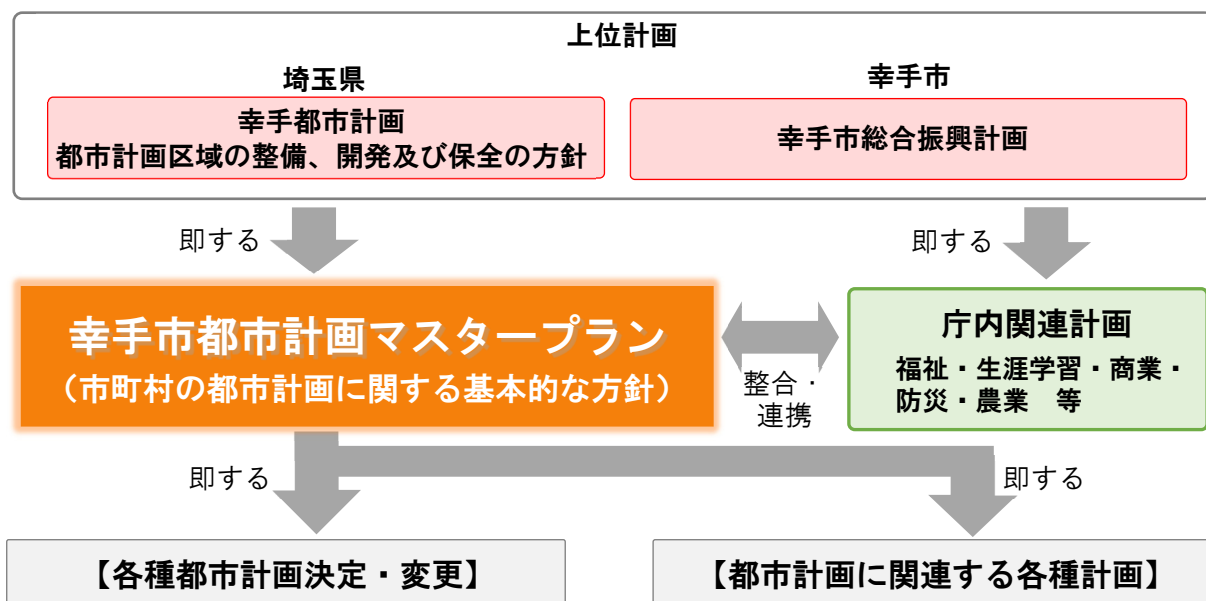
以上のことから、前都市計画マスタープランの計画期間の終了に伴い、新たな都市計画に関する基本的な方針を定めることを目的とし、第2次幸手市都市計画マスタープランを策定するものです。

■位置づけと役割

都市計画の目的は、土地利用についての制限を定め、道路や公園、緑地などを適正に配置することにより、健康で文化的な都市生活や機能的な都市活動を確保しようとするものです。

この都市計画に関する基本的な方針として示すものが都市計画マスタープランであり、都市計画法第18条の2に基づき策定するものです。策定にあたっては、市政全般の目標や施策を定めた「幸手市総合振興計画」及び埼玉県が定める「幸手都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」に即すものとしします。

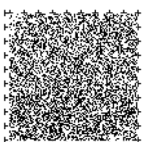
【幸手市都市計画マスタープランの位置づけ】



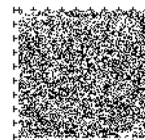
■目標年度

第2次幸手市都市計画マスタープランは、20年後の令和23年度（2041年度）を目標とします。

ただし、近年の社会情勢の変化は著しく、都市計画制度も変化していることから、市民の意見を十分に反映しつつ見直しも検討していきます。



まちづくりの目標



■まちづくりの基本理念と将来像

本計画は、「第6次幸手市総合振興計画」を上位計画とし、他の分野と連携しながら、主に都市計画の分野からまちづくりの基本理念や将来像の実現を後押しするものです。

このことから、本計画で目指すまちづくりの基本理念及び将来像は、「第6次幸手市総合振興計画」で掲げる以下の理念と将来像を踏襲するものとします。

＜まちづくりの基本理念（第6次幸手市総合振興計画より）＞

市民と行政がともにまちをつくる

○市民と行政がそれぞれの役割と責任を認識し、共通の課題に協力して取り組む「協働」によるまちづくりを進めます。

なお、共通の課題に取り組む協働の相手となる「市民」とは、市内に住み、働き、学ぶ人など生活の関わりを有するすべての人及び市内において事業又は活動を行う法人その他の団体を指しています。

だれもが住み続けたいまちをつくる

○「安全」で「安心」なまちづくり、子どもから高齢者までのだれもが、住んでみたい、住み続けたい、住んでよかったと思える、健やかで、子育てしやすい、安らぎのあるまちづくりを進めます。

魅力を創り、伝え、誇れるまちをつくる

○これまでに培ったまちの魅力にさらに磨きをかけ、幸手の人、自然、歴史、文化を活かした新たな個性や魅力を創出し、これら魅力を次世代に伝え、市内外へ広く発信していくことで、市民が郷土に誇りと愛着を持てるまちづくりを進めます。

＜幸手市の将来像（第6次幸手市総合振興計画より）＞

みんなでつくる 幸せを手にするまち 幸手

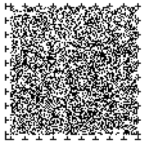
○市民と行政の協働によりともにまちづくりを考え、そして実践し、子どもから高齢者までのだれもが活躍し、笑顔で暮らし続けられる、幸せを手にするまちの実現を目指します。

■将来人口フレーム

第6次幸手市総合振興計画の人口推計において、目標年度である令和23年度（2041年度）の人口推計によると38,734人となり、年齢別の人口構成では、65歳以上の老年人口が全体の約4割を占めることが想定されます。

そこで本計画では、この将来人口推計を基に、目標年度である令和23年度（2041年度）の本市の人口を約39,000人と想定します。





■まちづくりの目標

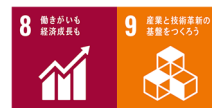
まちづくりの基本理念や将来像の実現に向けて、まちづくりの目標を次のように定めます。また、関連性が強いと考えられるSDGsの目標を次のように示します。

駅を中心とした魅力あるまちづくり



新たな駅舎に生まれ変わった幸手駅を中心に、ニーズに応じた魅力ある都市機能の集積に努め、コンパクトなまちづくりに寄与する駅周辺の拠点性・利便性の向上を図ります。また、様々な人が利用し、にぎわう拠点の形成に向けて、回遊性の向上を図ります。

都市の活力を生み出すまちづくり



今後さらなる人口減少・少子高齢化が見込まれるなか、雇用の場の創出等による職住近接の実現や都市の活力を持続させるため、首都圏中央連絡自動車道（圏央道）幸手ICの開通等による交通アクセスの長所を活かした産業系の土地利用を図ります。

地域特性に応じた快適に暮らせるまちづくり



公共交通や都市機能の維持・充実を図り、現在の暮らしやすい環境を将来にわたり持続させるとともに、さらなる充実を図ることで、健康的かつ快適に住み続けられる居住環境の形成を進めます。また、子育て世帯が安心して、子どもを産み育てやすい住環境の整備を進めます。さらに、農地等の豊かな自然環境が保全されている地域については、周辺環境との調和に配慮したゆとりある環境の維持・形成に努めます。

災害に強く安全・安心なまちづくり



市民が安全・安心に暮らせる環境を目指して、河川改修や浸水対策等の治水の強化を図ります。また、高齢者や子育て世代等に配慮し、道路・公園・公共施設等での移動しやすく安全に利用できる環境の整備等により、安心して暮らせるまちづくりを進めます。

緑豊かで潤いを感じられるまちづくり

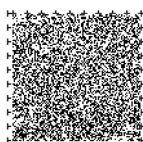


権現堂堤等の観光資源、市内を流れる江戸川や中川・倉松川等の水辺環境等、豊かな自然環境を将来にわたりその魅力を継承し育てていくため、効率的・効果的な保全・活用を図ります。

多様な主体・分野との協働によるまちづくり



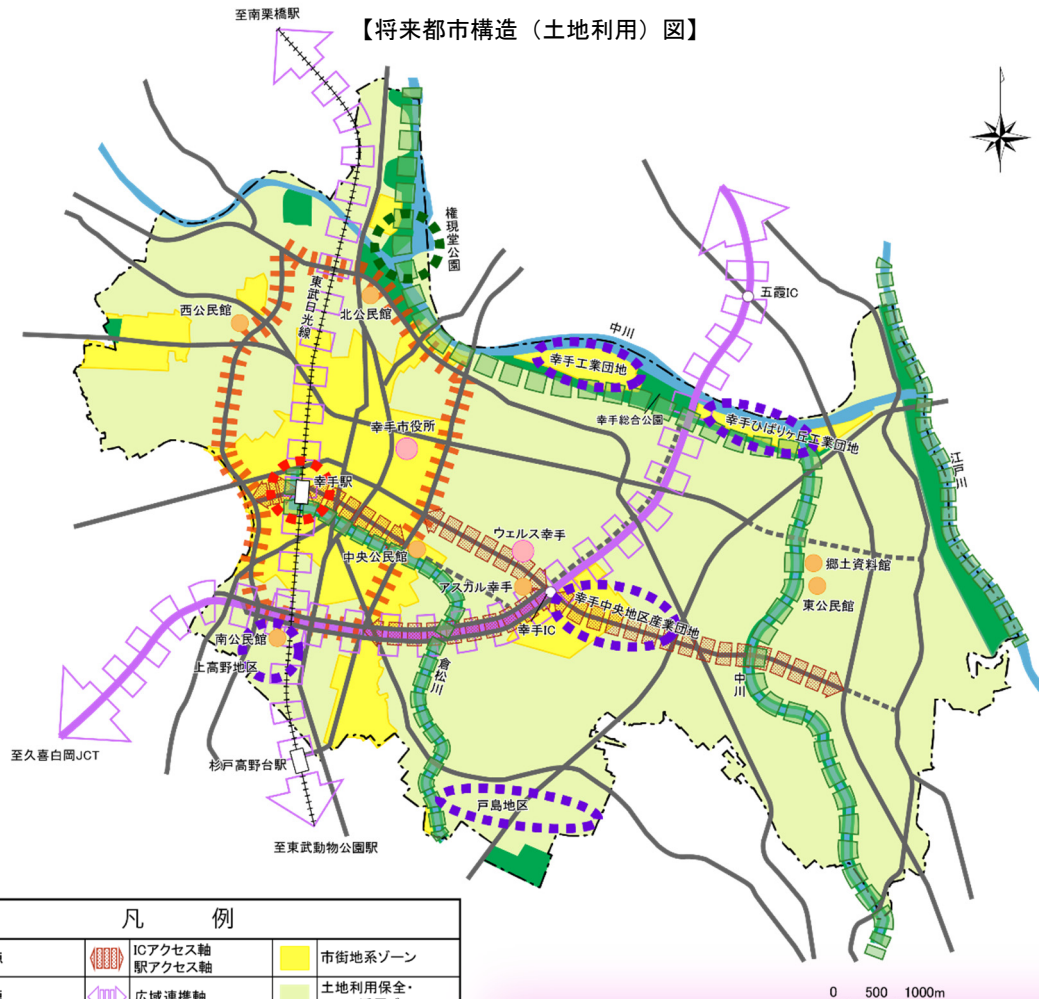
成熟した社会で多様化する市民ニーズに対応するため、市民・事業者等の多様な主体と協働のまちづくりを進め、都市計画以外の様々な分野と連携していきます。



全体構想

【将来都市構造（土地利用）】

「拠点」、「軸」、「ゾーン」の主な方針について、以下に示します。



凡 例					
	中心拠点		ICアクセス軸 駅アクセス軸		市街地系ゾーン
	産業拠点		広域連携軸		土地利用保全・ 活用ゾーン
	水と緑の拠点		環状軸		水と緑のゾーン
	行政・防災拠点		水と緑の軸		
	地域行政拠点・ 社会教育活動拠点		首都圏中央連絡自動車道		
			幹線道路		
			検討路線		

【拠点】

◇幸手市の骨格を形成するうえで重要な箇所を「拠点」として位置づけます。

- 中心拠点
- 産業拠点
- 水と緑の拠点
- 行政・防災拠点
- 地域行政拠点・社会教育活動拠点

【ゾーン】

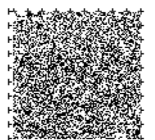
◇都市づくりを展開するうえでベースとなる面的な区分を「ゾーン」として位置づけます。

- 市街地系ゾーン
- 土地利用保全・活用ゾーン
- 水と緑のゾーン

【軸】

◇市外への広域交通や市内移動を支える道路等を「軸」として位置づけます。

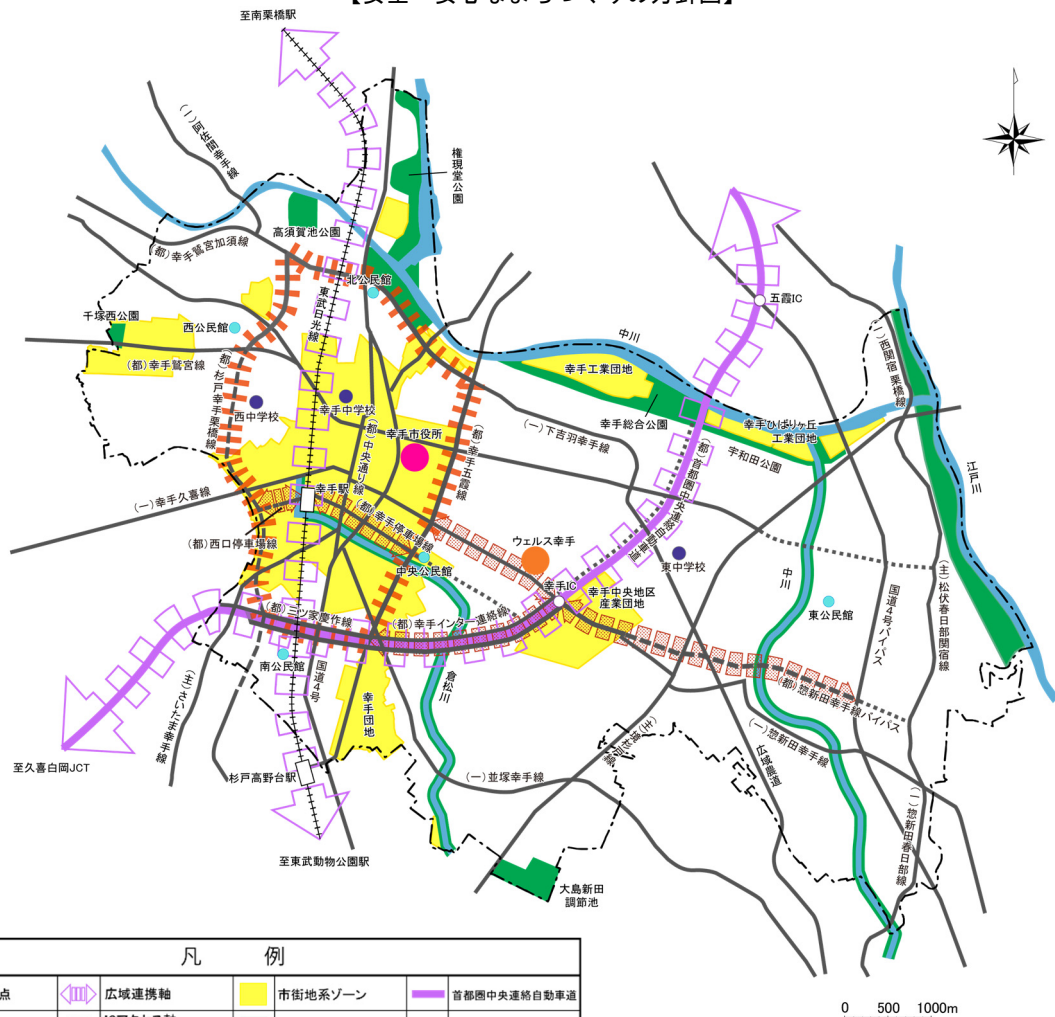
- ICアクセス軸・駅アクセス軸
- 広域連携軸（圏央道、鉄道）
- 環状軸
- 幹線道路
- 水と緑の軸



【安全・安心なまちづくり】

道路整備や公共交通、災害対策強化に向けた都市整備の主な方針について、以下に示します。

【安全・安心なまちづくりの方針図】



凡 例			
● 防災中核拠点	→ 広域連携軸	■ 市街地系ゾーン	→ 首都圏中央連絡自動車道
● 防災中核副拠点	→ ICアクセス軸 駅アクセス軸	■ 水と緑のゾーン	— 幹線道路
● 防災地区拠点	→ 環状軸		- - 幹線道路(未整備)
● 公民館			 検討路線

【道路整備】

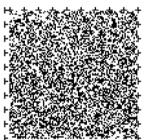
- ◇首都圏中央連絡自動車道（圏央道）における4車線化の整備
- ◇都市計画道路杉戸幸手栗橋線の整備
- ◇都市計画道路惣新田幸手線バイパスや都市計画道路西口停車場線における未整備区間の整備
- ◇生活道路の拡幅、安全に配慮した整備
- ◇道路のユニバーサルデザイン、バリアフリー化

【公共交通】

- ◇公共交通のネットワークの形成、コンパクト・プラス・ネットワークのまちづくり
- ◇公共交通のバリアフリー化

【災害対策強化に向けた都市整備】

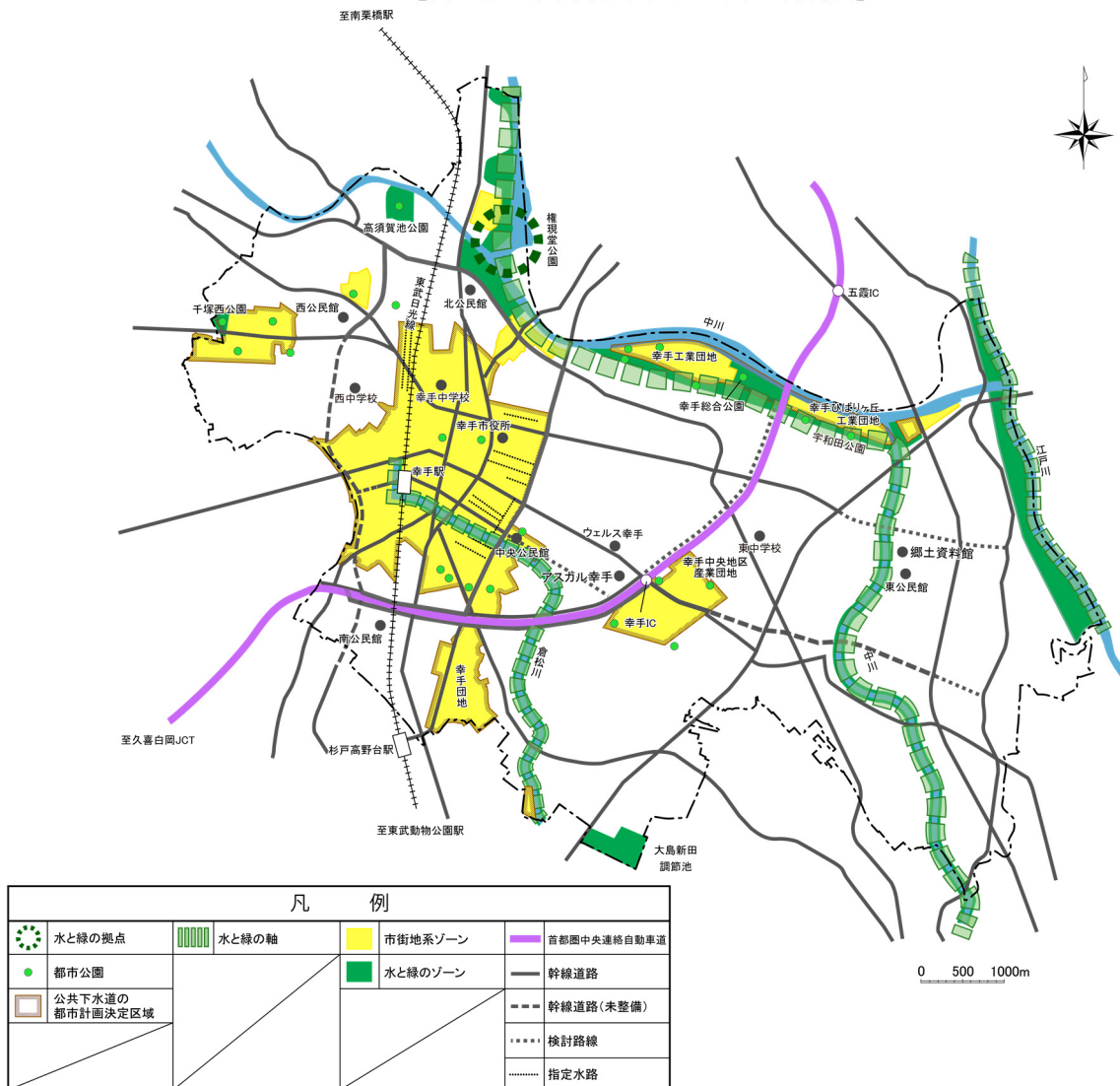
- ◇河川改修の促進、内水対策について必要な施設の整備
- ◇非常時の緊急車両の通行や避難路の確保
- ◇災害時の一時的な避難場所の確保や延焼防止の向上



【安らぎのある快適なまちづくり】

住環境や生活排水、公園等、公共施設、景観、住宅・施設等のバリアフリーの主な方針について、以下に示します。

【安らぎのある快適なまちづくりの方針図】



【住環境】

◇生活道路や公共下水道等の基盤整備

【生活排水】

◇地区の特性に応じた最適な手法による水質改善等の環境整備

【公園等】

- ◇老朽化した遊具等の計画的な更新
- ◇公園・緑地や街路樹の整備等、市街地の緑化
- ◇生産緑地制度を活用した、市街地の緑地の保全、活用

【公共施設】

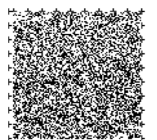
◇市の将来像を見据えた公共施設の適正な配置、施設規模の適正化

【景観】

- ◇新たな産業団地の整備に伴う周辺田園環境と調和する景観の形成
- ◇神社・仏閣や歴史資源としての文化財の保全
- ◇田園景観の保全

【住宅・施設等のバリアフリー化】

◇住宅や施設におけるバリアフリー化



地区別構想

【中央地区の将来像と主なまちづくりの方針】

幸手駅周辺の都市機能の集積や、権現堂公園等の緑との調和により、
人々が活発に行き交うにぎわいと潤いのあるまち

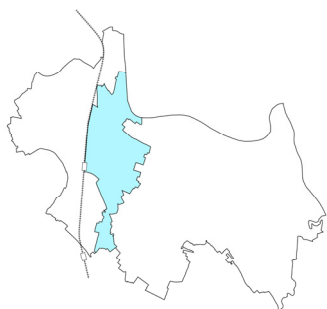
【中央地区のまちづくり方針図】

(市街化区域)
・回遊性の向上に資する
環境整備
・都市機能及び居住の
誘導

・桜の保全
・広域公園としての活用

・多様な都市機能の集積
・さらなる拠点性・
利便性の向上

【中央地区の位置図】



地区名	対応する町丁目
中央地区	中一丁目～中四丁目
	北一丁目～北三丁目
	大字幸手（一部）
	東一丁目～東五丁目
	緑台一丁目～緑台二丁目
	大字内国府間
	大字上吉羽（一部）
	大字権現堂（一部）
	栄



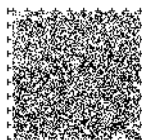
＜主なまちづくりの方針＞

- ◇幸手駅東口周辺におけるコンパクトなまちづくりに寄与する複合市街地の整備
- ◇都市計画道路幸手停車場線・都市計画道路中央通り線等の幹線道路沿道への商業施設やサービス業等の誘導によるまちなかの回遊性の向上
- ◇県営権現堂公園の桜の保全
- ◇中地区等における狭あい道路の解消
- ◇幸手団地における、多様な世代が住み続けられる住まいづくりの実現のため、UR都市機構と連携

※（都）：都市計画道路
（主）：主要地方道
（一）：一般県道

0 500 1000m

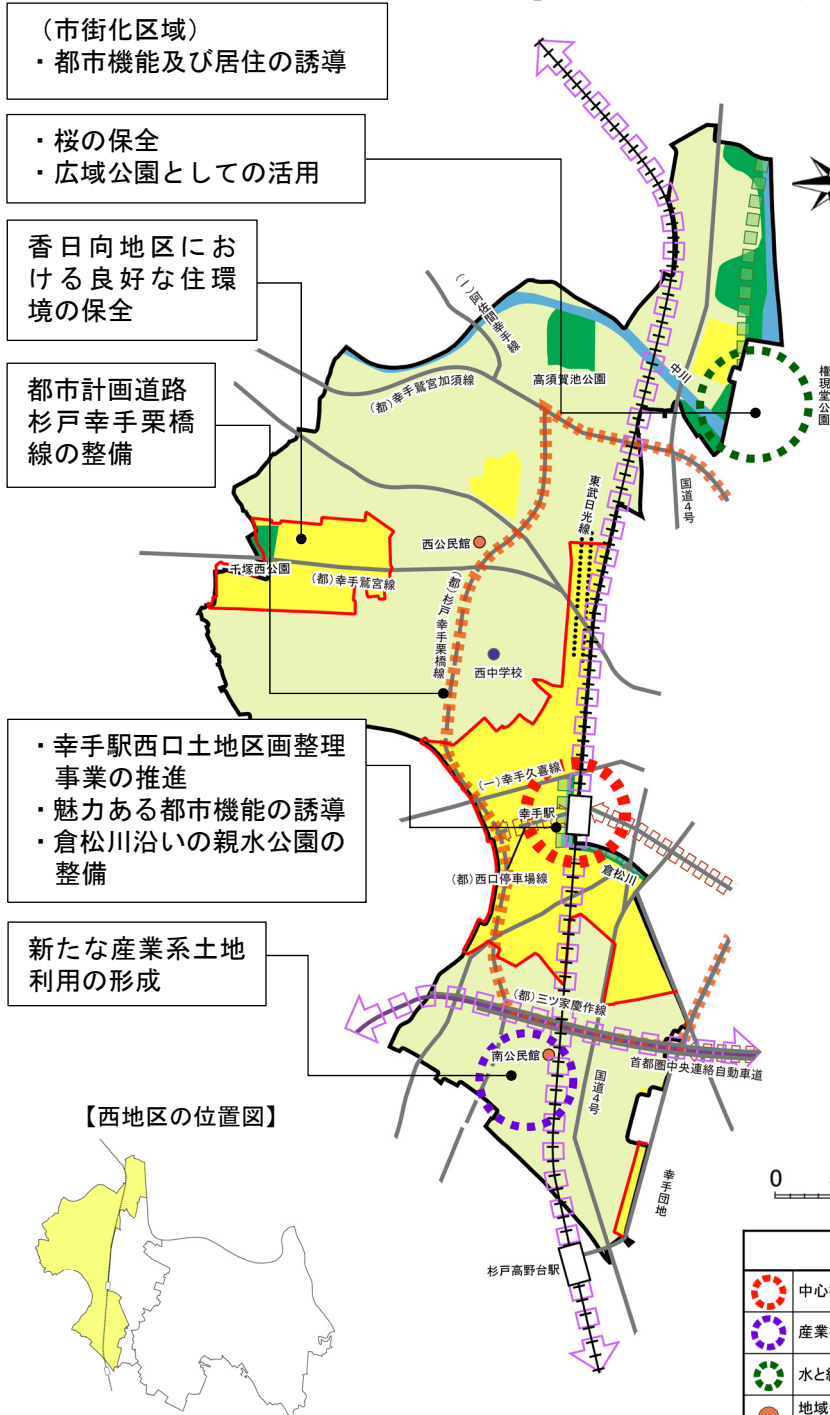
凡 例			
	中心拠点		ICアクセス軸 駅アクセス軸
	水と緑の拠点		広域連携軸
	行政・防災拠点		環状軸
	地域行政拠点・ 社会教育活動拠点		水と緑の軸
	防災地区拠点		首都圏中央連絡自動車道 (圏央道)
			幹線道路
			検討路線
			指定水路
			市街化区域
			市街地系ゾーン
			土地利用保全・ 活用ゾーン
			水と緑のゾーン



【西地区の将来像と主なまちづくりの方針】

新たな土地利用の形成等による、都市的市街地の形成と豊かな自然環境が融合する、潤いと快適さを感じられるまち

【西地区のまちづくり方針図】



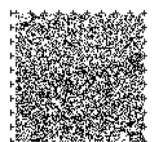
＜主なまちづくりの方針＞

- ◇幸手駅西口地区における土地区画整理事業の推進、市民ニーズに応じた魅力ある都市機能の誘導
- ◇上高野地区における新たな産業系等の土地利用に向けた検討
- ◇県営権現堂公園の桜の保全
- ◇都市計画道路西口停車場線及び都市計画道路杉戸幸手栗橋線における未整備区間の整備
- ◇浸水対策による水路の環境整備や倉松川の河川改修の促進
- ◇幸手駅西口地区における地区計画の導入等による良好な住環境の形成
- ◇香日向地区における銀杏並木や緑道の保全、良好な景観形成

※（都）：都市計画道路
（主）：主要地方道
（一）：一般県道

0 500 1000m

凡 例			
	中心拠点		ICアクセス軸 駅アクセス軸
	産業拠点		広域連携軸
	水と緑の拠点		環状軸
	地域行政拠点・ 社会教育活動拠点		水と緑の軸
	防災地区拠点		首都圏中央連絡自動車道 （圏央道）
			幹線道路
			幹線道路（未整備）
			指定水路
			市街化区域



【東地区の将来像と主なまちづくりの方針】

豊かな自然環境が生活に溶け込む農村集落と、市の未来を創造する産業が調和する、潤いと活力のあるまち

<主なまちづくりの方針>

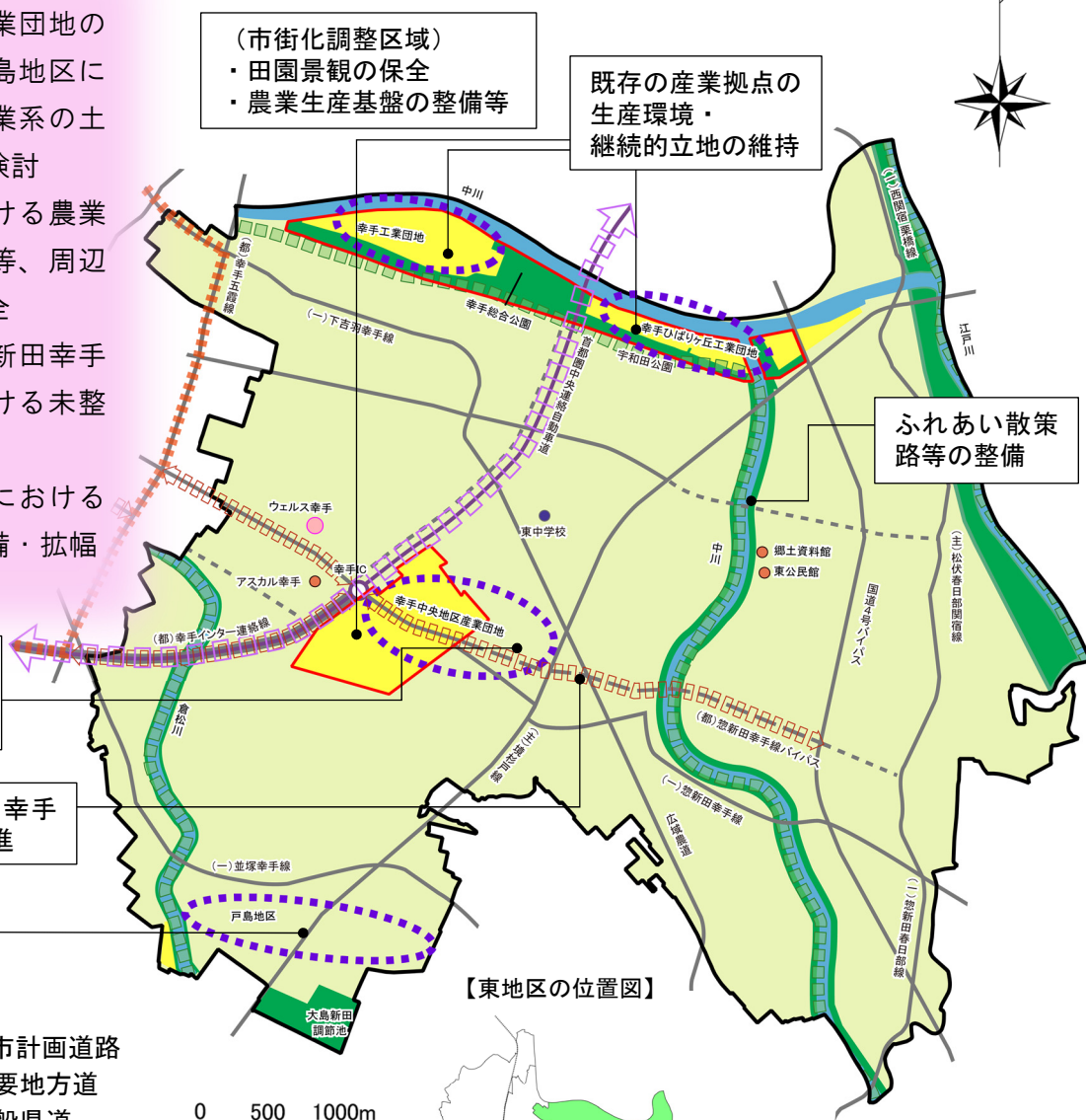
- ◇幸手中央地区産業団地の東側の拡大や戸島地区における新たな産業系の土地利用に向けた検討
- ◇優良な農地における農業生産基盤の整備等、周辺集落と一体の保全
- ◇都市計画道路惣新田幸手線バイパスにおける未整備区間の整備
- ◇市街化調整区域における生活道路等の整備・拡幅
- ◇田園景観の保全

新たな産業系土地利用の推進（既存の産業拠点の拡大）

都市計画道路惣新田幸手線バイパスの整備促進

新たな産業系土地利用の推進

【東地区のまちづくり方針図】



【東地区の位置図】

- ※ (都) : 都市計画道路
(主) : 主要地方道
(一) : 一般県道

凡 例			
	産業拠点		ICアクセス軸 駅アクセス軸
	行政・防災拠点		広域連携軸
	地域行政拠点・ 社会教育活動拠点		環状軸
	防災地区拠点		水と緑の軸
			首都圏中央連絡自動車道 (圏央道)
			幹線道路
			幹線道路(未整備)
			検討路線
			市街化区域

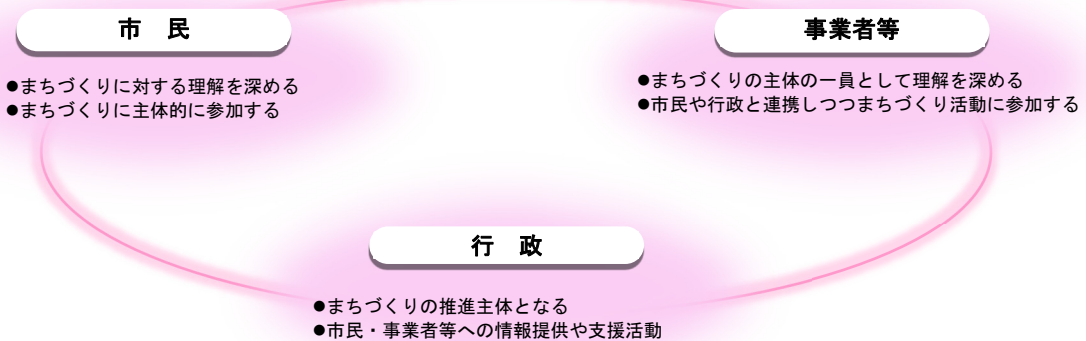
地区名	対応する町丁目
東地区	大字権現堂（一部） 大字上吉羽（一部）
	大字神明内 大字木立 大字惣新田
	大字細野 大字下宇和田 大字上宇和田
	大字下吉羽 大字西関宿 大字花島
	大字中島 大字榎野地 大字戸島
	戸島一丁目～戸島二丁目 大字吉野
	吉野一丁目 大字天神島 天神島一丁目
	大字平須賀 平須賀一丁目～平須賀二丁目
	大字神扇 大字平野 大字中野 大字長間

まちづくりの実現に向けて

■まちづくり推進に向けて

【市民・事業者等・行政の連携によるまちづくり体制の確立】

市民・事業者等・行政が以下の役割を持ち、協働してまちづくりを進める体制を確立する必要があります。



【市民主体のまちづくり活動の展開と支援強化】

市民が望むまちづくりを進めていくためには、「自分たちの住むまちを自分たちでつくる」との基本認識のもと、まちづくり活動を主体的に展開することが望まれます。

また、行政は、情報提供はもとより、技術面など積極的な支援に努める必要があります。

まちづくりの情報提供と市民意識の高揚

市民活動グループの育成

市民まちづくり組織への支援

まちづくり講座の開設検討

【計画的・効率的な事業展開と進行管理の充実】

市民や事業者等との連携・合意形成のもと、まちづくり事業の計画的・効率的な展開が望まれます。

また、効果的・効率的な事業実施に向けては、進行管理方策を構築していくことが求められます。

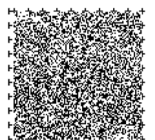
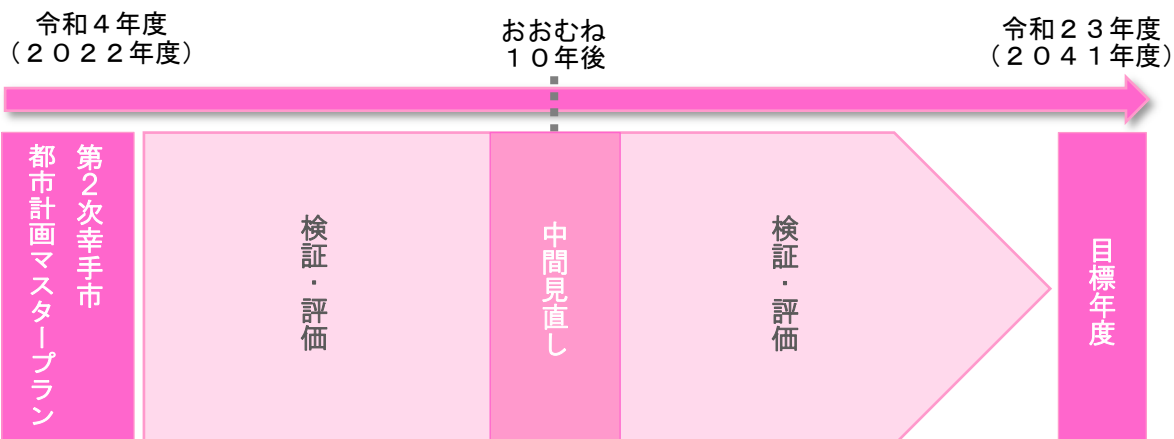
まちづくりのルールづくりの検討

関係機関との調整

民間等の活力の積極的な導入

総合的な調整、計画の進行管理・見直し

【計画の進行管理・見直しのイメージ】





第2次幸手市都市計画マスタープラン 概要版
令和4年3月

編集：幸手市 建設経済部 都市計画課
TEL：0480(43)1111（代表）
Email：toshikeikaku@city.satte.lg.jp

